

平成 30 年度 全国社会就労センター協議会 事業計画

平成 30 年 4 月には改正障害者総合支援法が施行され、第 5 期障害福祉計画に基づくサービス提供が始まることとなる。就労系事業については、その事業目的に則った評価の仕組みが導入される等、取り巻く環境が大きく変わることとなった。

本会は、これまで働くことを希望する障害のある方が、地域での自立生活が可能になることを目的とし、障害の程度を問わずより高い工賃・賃金を支払えるよう取り組んできたところであるが、こうした取り組みがより一層社会から求められる状況にある。

よって本会は、これまで同様に障害のある方の「働く・くらす」を支えていくなかで、『より高い工賃・賃金を社会就労センターが支払えるような環境を整備する』を平成 30 年度の事業の基本方針とし、各種事業を展開していくこととしたい。事業計画は目的ごとに 5 つの項目で構成しているが、基本方針を踏まえそれぞれの項目ごとの重点対応事項として、以下の 4 つを掲げることとする。

【基本方針】

より高い工賃・賃金を社会就労センターが支払えるような環境を整備する

＜重点対応事項＞

- ① **働く障害のある方への社会の一層の理解促進と発注拡大につなげる機会の拡充**
(計画項目 1 「工賃・賃金向上につなげる発注の拡大」より)
- ② **「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向（「基本論」）における受注拡大、工賃・賃金向上方策の具体化**
(計画項目 2 「『働く・くらす』を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応」より)
- ③ **社会就労センターにおける支援の質を高めるための研修の企画**
(計画項目 3 「働く障害者への支援の質を高めるための大会・研修会等の開催と啓発」 / 計画項目 4 「セルプの機能強化の基盤となる調査研究活動の推進」より)
- ④ **セルプ協組織強化に向けた会員施設・事業所の拡大**
(計画項目 5 「セルプ協事業の充実を図るための組織体制の強化」より)

さらに、倫理綱領で人権尊重、利用者主体のサービス提供を謳う本会にとって、養護者、施設従事者、使用者による障害者虐待に代表される権利侵害は看過できないものである。障害者権利条約の理念に則り、権利擁護・虐待防止の徹底もあわせて進めていく。

なお、本事業計画は、本会の事業振興部門の機能強化と活性化を目的として平成 12 年に創設された『日本セルプセンター』（前身は「全社協 中央授産事業振興センター」と協働して進めていくこととする。

1. 工賃・賃金向上につなげる発注の拡大

(主な担当委員会等 : 事業振興委員会、制度・政策・予算対策委員会)

(1) 働く障害のある方への一層の理解の獲得と発注拡大につなげる機会の拡充【重点】 ※ 以下の(2)～(4)の項目で総合的に推進する

(2) ナイスハートバザールのあり方の検討と30年度全国バザールの開催

- 従来毎年度2都道府県にて開催してきた全国ナイスハートバザールについて、働く障害のある方への幅広い理解と受注拡大・工賃向上、セルフ商品の品質の向上によりつながる開催方式を検討する(検討内容を反映した実施は平成31(2019)年度より)。
- 「平成30年度全国ナイスハートバザール」(国庫補助事業)を開催する(2県)。

(3) SELPロゴマークの活用促進

SELPロゴマークの使用状況を適切に把握するために、既使用のものも含めた使用申請の働きかけを継続する。あわせて、働く障害のある方への社会の理解を一層深めるために、同マークの活用促進を図る。

(4) 新たな活躍の機会の構築(施設外での就労機会、農福連携、東京オリパラ2020)

働く障害のある方への社会の理解を深め、活躍の場と受注拡大につながる新たな機会を構築するための実態把握(施設外就労をはじめとした自施設外での就労機会、農福連携等)や情報収集(東京オリパラ2020等)を進める。

(5) 優先調達推進法を活用した官公需等の促進

- 優先調達推進法(平成25年4月施行)の一層の活用につなげるために、普及・啓発活動を行う。(['優先調達推進法』の日・月間)における情報発信や普及啓発ポスター・パンフレットの配布等)
- 同法の活用実態(調達方針の策定状況及び調達実績)の把握とともに、同法を活用し官公需の促進方策の具体的な検討を進める。

[※以下、同法の活用に係る課題]

発注額への実勢価格の反映、一定規模の取引の継続的な発注、随意契約による調達金額条件の撤廃、自治体と中間支援組織や窓口組織との協議の場の確保 等

(2.(1)「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向(「基本論」)の具体化 参照)

(6) 民需拡大に向けた取り組みの具体化

民需の拡大につながる仕組みづくりの具体化(在宅就業障害者支援制度の見直し、「工賃向上・売上拡大をはかる成功へのアイデア」の普及等)に向けた検討を進める。

(2.(1)「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向(「基本論」)の具体化 参照)

(7)「共同受注窓口」の機能強化及び充実に向けた取り組み

- 社会就労センターへの発注拡大と「工賃向上計画」事業推進のために重要な「共同受注窓口」の組織間連携を図り、機能強化につなげる。
 - ・ 「全国共同受注窓口担当者会議」の開催
〔日程／会場〕平成30年11月（1日間）／全社協会議室（東京都千代田区）
- 同組織を活用した官公需および民需の促進方策の具体的な検討を進める。
（2.（1）「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向（「基本論」）の具体化 参照）

(8) 制度動向をふまえたセルフ商品に係る関係法規の遵守に関する広報・普及の取り組み

食品衛生法等の社会就労センターが製造する商品に係る関係法規の情報の収集・発信を行うとともに、随時必要な対応を行う。

2. 「働く・くらす」を取り巻く制度・政策・予算の改善に向けた対応

(主な担当委員会等 : 制度・政策・予算対策委員会、特別委員会、事業種別部会幹事会)

(1) 「働く・くらす」を支える就労支援施策の目指す方向(「基本論」)における受注拡大、 工賃・賃金向上方策の具体化【重点】

平成 28・29 年度に見直しを行ったセルフ協「基本論」の中で提起した「必要な社会的支援の具体策」に基づき、官公需と民需の促進方策の具体的な検討(※)を進め、社会就労センターへの受注拡大と工賃・賃金向上の実現を図る。

※ 優先調達推進法の一層の活用、共同受注窓口の活性化、在宅就業障害者支援制度の見直し等の検討を行う。「工賃向上・売上拡大をはかる成功へのアイデア」の普及等の検討にあたっては、高工賃・賃金を実現している事業所や外部有識者に参画いただく仕組み(特別委員会)を設ける。

(2) 障害福祉サービス等報酬改定と改正障害者総合支援法の施行後のフォローアップ

平成 30 年度報酬改定および改正障害者総合支援法施行後の各就労支援事業および住まいの場(グループホーム等)の課題を把握し、制度改善要望につなげる。

[各事業で想定される課題]

- 就労継続支援 B 型・・・平均工賃月額による報酬となったこと(※)の経営上の影響、重度の方を受け入れる際の評価の仕組みの要件の妥当性、全国平均約 1 万 5,000 円(月額)の工賃の向上
- 就労継続支援 A 型・・・平成 29 年 4 月施行の事業見直し及び報酬改定後(※)の経営の実態
- 就労移行支援、就労定着支援(新サービス)
・・・円滑な制度移行(就労定着支援体制加算での支援から新サービスでの支援)
- 生活介護・・・共生型サービスの創設、介護保険利用時の利用者負担軽減措置の施行による利用者支援上の影響
- グループホーム・・・日中サービス支援型グループホームの創設による住まいの場への影響

(※) 就労継続支援 B 型については目標工賃達成加算廃止による影響、就労継続支援 A 型については労働時間による報酬となったことによる影響を把握する調査を行う。

(3) 改正社会福祉法の施行後のフォローアップ

改正社会福祉法施行後の、社会就労センターを運営する法人特有の課題の把握を継続して行い(平成 31 年 4 月に会計監査人の設置対象法人の拡大を予定)、全社協・社会福祉施設協議会連絡会と連携して随時必要な対応を行う。

(4) 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた工程への対応

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は 2020 年初頭の全面展開を改革

工程の中で示しており、障害者就労支援サービスへ及ぼす影響（同サービスを利用する方に適切な支援を継続して提供できるか）・可能性について検討と必要な準備を進める。

（５）その他障害福祉制度全般に係る対応

障害福祉制度全般に対して、必要な検討、要望、情報提供等を行う。

（「障害者総合支援法」関連）

- ・ 平成 30（2018）年～2020 年度を期間とする第 5 期障害福祉計画と第 1 期障害児福祉計画
- ・ 就労系障害福祉サービスの利用にかかるアセスメント

（「優先調達推進法」関連）

※「1.（5）優先調達推進法を活用した官公需等の促進」参照

（「障害者権利条約」の推進に係る障害者制度改革関連）

- ・ 障害者権利条約の実施状況と国連障害者権利委員会における監視
- ・ 平成 30（2018）年～2022 年度の第 4 次障害者基本計画
- ・ 障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法（平成 30 年 4 月の法定雇用率引上げ、今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会等）
- ・ 障害者虐待防止法

※「4.（2）障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進」参照

（「生活困窮者自立支援法」関連）

- ・ 同法に基づく就労支援関連事業

（その他）

- ・ インクルーシブ雇用・就労共同勉強会（議員連盟）
- ・ 「働き方改革」実現会議における検討
- ・ 労働分野における施策との連携（ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センター等）
- ・ 地域主権改革（指定基準に関する地方公共団体の条例への委任）

3. 働く障害者への支援の質を高めるための大会・研修会等の開催と啓発

(主な担当委員会等 : 調査・研究・研修委員会、事業振興委員会)

(1) 社会就労センターにおける支援の質を高めるための研修の企画【重点】

一般就労に向けた支援や就職後の定着支援、施設・事業所内での作業支援や環境整備、就労機会の獲得と工賃・賃金向上につなげる営業活動や商品企画等、働くことを希望する障害のある方を支えるための支援を行ううえで、必要な知識や関連する制度の情報をこれまで以上に得られるよう、研修内容についての検討(※)を行う(検討内容を反映した実施は平成31(2019)年度(一部は平成30年度)より)。

(※) 内容のみならずより多くの方が参加しやすい仕組みについての検討もあわせて行う。内容、仕組みそれぞれの検討にあたっては、様々な団体の研修も参考とする。

(2) 全国大会、研修会の企画・開催

①「平成30年度 全国社会就労センター総合研究大会(青森大会)」の企画・開催

〔日程/会場〕平成30年7月12日(木)～13日(金)/ホテル青森(青森県青森市)

〔定員〕500名 〔対象〕社会就労センターの管理者・職員

②「平成30年度 全国社会就労センター長研修会」の企画・開催

〔日程/会場〕平成31年2月27日(水)～28日(木) /

全社協灘尾ホール(東京都千代田区)

〔定員〕350名 〔対象〕社会就労センターの管理者

③「平成30年度 全国社会就労センター協議会 課題別専門研修会」の企画・開催

〔日程/会場〕平成30年10月17日(水)～18日(木) /全社協灘尾ホール・会議室

(日程は変更の可能性あり、土日含む日程で再調整中)

〔定員〕150名 〔対象〕社会就労センターの職員(主に新人～中堅)

※ 上記研修会については、各都道府県組織に協力をいただき、参加者数増の取組も進める。

④「平成31年度 全国社会就労センター総合研究大会(徳島大会)」の準備

〔日程/会場〕平成31(2019)年7月(2日間) /徳島県

(3) 事業振興に係る研修会の企画・開催

①「ナイスハートバザール担当者研修会(国庫補助事業)」の企画・開催

〔日程/会場〕平成30年8月9日(木) /全社協会議室 〔定員〕60名

〔対象〕社会就労センターにおいて製品等の企画・販売を担当している管理者・職員

②「第9回 日本セルフセンター研究大会」の共催

〔日程/会場〕平成30年6月7日(木)～8日(金) /

中野サンプラザ(東京都中野区)

〔定員〕200名

(4) リーダー養成ゼミナール等の開催によるセルプを支える人材の育成

①「第23期(平成30年度)リーダー養成ゼミナール」の企画・開催

〔日程／会場〕前期面接授業 平成30年8月22日(水)～24日(金)

後期面接授業 平成31年1月16日(水)～18日(金)

修了式 平成31年3月 ※会場はいずれも全社協会議室

〔定員〕18名 〔対象〕社会就労センターの若手管理者およびリーダー職員

②「平成30年度リーダー養成ゼミナール修了生フォローアップ研修会」の企画・開催

〔日程／会場〕平成31年1月15日(火)～16日(水)／全社協会議室

〔定員〕50名 ※運営は日本セルプ士会

(5) 日本セルプ士会活動の支援

リーダー養成ゼミナールの修了生により組織される「日本セルプ士会」活動の支援を通じて、セルプを支える人材の継続的な育成をすすめる。セルプ協主催の職員を対象とした研修会等で実践報告や運営協力をいただく等、より一層の両会事業の連携も含め、セルプ協事業に参画する機会を設け、本会活動の活性化を図る。

4. セルプの機能強化の基盤となる調査研究活動の推進

(主な担当委員会等 : 調査・研究・研修委員会、制度・政策・予算対策委員会)

(1) 社会就労センターの実態把握及び制度改善につなげる調査の検討

- 社会就労センターの状況を定点観測することを目的に実施している「社会就労センター実態調査」は、今回は平成 31 (2019) 年度に実施する。新たに就労支援事業の経営実態 (収支状況や生産設備に係る経費の規模等) も把握する調査とするよう準備を進める。
- ニーズや状態に応じた働く場の双方向性 (一般就労⇔福祉的就労⇔日中活動) を本会基本論では重視していることを踏まえ、各事業における利用者の働く力と支援度の検証調査に向けた準備を進める (同調査は平成 31 (2019) 年度に上記実態調査とあわせて実施を検討)。

(2) 障害者の権利擁護・虐待防止に係る社会的要請に応える取り組みの推進

障害者の権利擁護や会員施設における虐待防止への取り組みの普及を、全国社会福祉協議会事業と連携 (障害者・児福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの活用、「障害者虐待防止リーダー養成研修会」の企画・運営に参画) しつつ進める。

(3) 社会就労センターにおける人材確保・定着についての検討

福祉人材の確保とその定着については困難さを増しており、人材確保とその定着はサービス提供の根幹に関わる課題であるため、その課題に対応するための方策について、全国社会福祉協議会事業と連携しつつ必要な情報提供及び検討を進める。

(4) 「改訂版 社会就労センターハンドブック」の普及

社会就労センター (セルプ) の使命と役割を発信し、会員施設・事業所における業務の推進を支えるために、平成 27 年 5 月に刊行した「改訂版『社会就労センターハンドブック』」のより一層の普及を進める (職員対象の研修会での活用、地方組織研修会への執筆者講師派遣事業の実施等)。

(5) 国際協力の推進 : W I 、W A s i a 活動への参加と協力

W I (ワーカビリティ・インターナショナル)、W A s i a (ワーカビリティ・アジア) の活動について、W I J (ワーカビリティ・インターナショナル・ジャパン) の活動を通して必要な協力を行う。(以下関係会議)

- W I 世界会議 2018 in スウェーデン 平成 30 年 5 月 28 日～30 日
- W A s i a 地域会議 2018 in カンボジア 平成 30 年 9 月 3 日～5 日
理事会 平成 30 年 9 月 2 日 (カンボジア)、平成 31 年 2 月 (タイ)

さらに、得られた海外の障害者就労に係る情報等やW I ・W A s i a の活動を広く会員間に周知することで、特にアジアを中心とした国際協力の推進を図る。

5. セルフ協事業の充実を図るための組織体制の強化

(主な担当委員会等 : 総務・財政・広報委員会)

(1) セルフ協組織強化に向けた会員施設・事業所の拡大【重点】

現会員施設の継続加入に向けた取り組みと会員新規加入の呼びかけを進めるとともに、各都道府県組織の協力の下で具体的な目標値を設定した会員増の取り組みを継続して行う。会員増を図ることで、受注拡大・工賃向上をより一層進められる組織をめざす。

(2) ブロック・都道府県組織活動の強化

計7ブロック、47都道府県組織の活動を支援するべく、以下の取り組みを行う。

- ① ブロック組織に対する助成および都道府県組織に対する会費還元の実施
- ② ブロック組織大会等に対する本会役員の派遣 及び ブロック・都道府県組織研修会開催の支援（広報協力、講師派遣）

(3) 会員施設・事業所に対する情報提供

関連施策の動向、セルフ協の活動状況等の最新情報を、会員施設・事業所および各都道府県組織宛に、「セルフ通信速報」（メールマガジン）やホームページを通じて情報提供を行う。ホームページは、対外的な広報強化の点から改修を行う。

(4) 表彰の実施

社会就労センターに勤務し、働く障害者の支援に尽力されてきた職員の功績を讃える。社会就労センターに対する発注と障害者雇用に貢献してきた企業等に感謝の意を示す。

- ① 「永年勤続表彰」の実施 ※ 総合研究大会において表彰式を開催
- ② 「協力企業・団体・官公庁等感謝」の実施 ※ センター長研修会において表彰式を開催

(5) 全国セルフ災害時対応マニュアルに基づく取り組みの推進と復興支援

日本セルフセンターとの合同の災害支援を実施する枠組みである「全国セルフ災害対策本部」について、「全国セルフ災害時対応マニュアル」に基づいた運用を継続して行う。平成28年熊本地震の被災施設への支援は、事業振興、制度予算対策の両面で随時進める。

(6) 関係団体事業への協力等

障害福祉推進のために、以下の関係団体等に役員等を派遣し事業に対する協力を行う。

- 日本障害者協議会（JD）、障害者放送協議会、福利厚生センター、全国農福連携推進協議会、障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク

社会福祉全般の推進のために、全国社会福祉協議会の各種事業に対する協力を行う。

- 評議員会、政策委員会、国際社会福祉基金委員会、福祉施設長専門講座運営委員会、福祉サービスの質の向上推進委員会、障害者虐待防止リーダー職員研修会検討委員会への役員等の派遣。社会福祉施設協議会連絡会会長会議および調査研究部会、障害関係種別協議会等会長会議等への参加。

(7) 会務の運営

- ① 協議員総会の開催（平成 30 年 5 月 15 日（火）、平成 31 年 2 月 28 日（木））
- ② 常任協議員会の開催
- ③ 正副会長会議、正副会長・委員長会議の開催（必要に応じて開催）
- ④ 専門委員会の開催
総務・財政・広報委員会、調査・研究・研修委員会、制度・政策・予算対策委員会、
事業振興委員会
- ⑤ 事業部会の開催（総合研究大会時の分科会時に開催、別途幹事会を開催）
生保・社会事業部会、雇用事業部会、就労継続支援事業部会、就労移行支援事業部会、
生産活動・生活介護事業部会
- ⑥ その他の必要な会議等の開催